(ii) (a)(ii)及び(iii)の場合における書面による通報については、原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠、とろうとする二国間セーフガード措置の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの項又は号（附属書一の表において用いられているもの）、当該二国間セーフガード措置の正確な説明並びに当該二国間セーフガード措置を導入しようとする日付及び予定適用期間

(c) 二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、5(a)に規定する調査から得られる情報を検討し、当該二国間セーフガード措置に関し意見を交換し、及び7に規定する補償について合意に達するため、他方の締約国と事前の協議を行うための十分な機会を与える。

(d) 二国間セーフガード措置は、重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えて維持されてはならず、また、その適用期間は、三年を超えてはならない。二国間セーフガード措置は、この条に定める条件が満たされる場合には、延長することができる。ただし、二国間セーフガード措置の適用期間の合計は、その延長の期間を含めて、四年を超えるものであってはならない。二国間セーフガード措置の予定適用期間が一年を超える場合において、調整を容易にするため、当該二国間セーフガード措置を維持している締約国は、その適用期間中一定の間隔で当該二国間セーフガード措置を漸進的に緩和する。

(e) 二国間セーフガード措置の対象とされた原産品の輸入については、当該二国間セーフガード措置がとられた期間と等しい期間又は一年のうちいずれか長い期間が経過するまで、二国間セーフガード措置を再度とってはならない。

(f) ある産品に対する二国間セーフガード措置の適用期間の終了後における当該産品に対する関税率は、当該二国間セーフガード措置をとる締約国の附属書一の表に従い、当該二国間セーフガード措置がとられなかったとしたならば適用したであろう税率とする。

7 (a) 二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、他方の締約国に対し、この協定に基づいて存在する譲許その他の義務と実質的に等価値の対応を譲許その他の義務について講ずることを約束することにより、相互に合意される貿易上の補償の適切な方法を提供する。

(b) 両締約国は、(a)に規定する補償を追求するに当たり、合同委員会において協議を行う。当該協議から生ずるいずれの手続も、二国間セーフガード措置がとられた日から三十日以内に完了するものとする。

(c) (b)に規定する期間内に補償についての合意が得られない場合には、その原産品について二国間セーフガード措置がとられる締約国は、この協定に基づく関税の譲許であって、当該二国間セーフガード措置と実質的に等価値のものを停止することができる。当該締約国は、実質的に同等の効果を達成するために必要最小限度の、かつ、当該二国間セーフガード措置が維持されている期間に限り、当該譲許の停止を行うことができる。この(c)に定める譲許を停止する権利は、当該二国間セーフガード措置が輸入の絶対量の増加の結果としてとられたものであり、かつ、当該二国間セーフガード措置がこの条の規定に適合する場合には、当該二国間セーフガード措置がとられている最初の二年間については、行使されてはならない。

8 (a) 千九百九十四年のガット第十九条及びセーフガード協定又は農業協定第五条の規定に従って他方の締約国の原産品の輸入に関してセーフガード措置をとる一方の締約国は、当該輸入に対して二国間セーフガード措置をとってはならない。

(b) 6(d)に規定する二国間セーフガード措置の適用期間は、締約国が(a)の規定に従って二国間セーフガード措置をとらないことによって中断されない。

9 各締約国は、二国間セーフガード措置に関する法令の運用が、一貫した、公平な、かつ、合理的なものであることを確保する。

10 各締約国は、二国間セーフガード措置に関し、公平な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手続を採用し、又は維持する。

11 (a) 遅延すれば回復し難い損害を引き起こすような危機的な事態が存在する場合には、締約国は、原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしていること又は引き起こすおそれがあることについての明白な証拠があるという仮の決定に基づき、4(a)又は(b)に規定する措置の形態をとる暫定的な二国間セーフガード措置をとることができる。

(b) 一方の締約国は、暫定的な二国間セーフガード措置をとる前に、他方の締約国に対し書面による通報を行う。暫定的な二国間セーフガード措置の適用については、これがとられた後速やかに合同委員会において両締約国による協議を開始する。

(c) 暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、二百日を超えてはならない。その期間中、5に定める関連する要件が満たされるものとする。暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、6(d)に規定する期間に算入される。

(d) 6(f)の規定は、暫定的な二国間セーフガード措置について準用する。

(e) 暫定的な二国間セーフガード措置の結果として課された関税は、その後行われる5(a)に規定する調査により原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしているとの、又は引き起こすおそれがあるとの決定が行われない場合には、払い戻される。

12 両締約国間で交換されるすべての公式の連絡及び文書であって、二国間セーフガード措置に関するものは、書面によるものとし、英語で行うものとする。

13 (a) 両締約国は、この協定が効力を生じた後十年以内に、二国間セーフガード措置に関する制度を維持する必要があるか否かを決定するため、この条の規定について見直しを行う。

(b) 両締約国は、(a)の規定に基づく見直しの間に二国間セーフガード措置に関する制度を撤廃することに合意しない場合には、その後は合同委員会において、二国間セーフガード措置に関する制度を維持する必要があるか否かを決定するための見直しを行う。

第二十一条　国際収支の擁護のための措置

締約国において国際収支及び対外資金に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合には、当該締約国は、千九百九十四年のガット及び世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解に従い、輸入制限的な措置をとることができる。

第二十二条　包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定との関係

両締約国は、本章の規定に基づくいかなる約束も、第九条に規定するとおり、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定に基づく両締約国の約束に影響を及ぼすものではないことを再確認する。

第三章　原産地規則

第二十三条　定義

この章の規定の適用上、

(a) 「輸出者」とは、輸出締約国に所在する自然人又は法人であって、当該輸出締約国から産品を輸出するものをいう。

(b) 「当該締約国の船舶」又は「当該締約国の工船」とは、それぞれ、次のすべての条件を満たす工船又は船舶をいう。

(i) 当該締約国において登録されていること。

(ii) 当該締約国の旗を掲げて航行すること。

(iii) 両締約国の国民又は法人（いずれかの締約国に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が両締約国の国民であり、かつ、両締約国の国民又は法人が五十パーセント以上の持分を所有しているものに限る。）が五十パーセント以上の持分を所有していること。

(iv) 船長、上級乗組員及び乗組員の総数の七十五パーセント以上が両締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国の国民であること。